

一般社団法人鈴鹿市観光協会ホームページバナー広告掲載取扱基準

(目的)

第1条 この取扱基準は、一般社団法人鈴鹿市観光協会が管理する「すずかし観光ガイド」ホームページ（以下「協会のホームページ」という。）への広告の掲載に関し必要な事項を定めるものとする。

(広告の種類)

第2条 広告の種類は、バナー広告とする。

2 バナー広告とは、ホームページ上に表示される画像広告で、画像をクリックすることにより特定のホームページにリンクするものをいう。

(広告等の範囲)

第3条 協会のホームページに広告を掲載することができる者は、当協会会員事業所のみとし、広告の内容及びリンク先ホームページ内容の範囲は、次のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 公共性を損なうおそれのあるもの
- (2) 政治性又は宗教性に関するもの
- (3) 個人、団体等の意見を内容とするもの
- (4) 公序良俗に反するもの
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する風俗営業に関するもの
- (6) 誇大表示、不当表示その他表現方法等が不適切なもの
- (7) その他、一般社団法人鈴鹿市観光協会が広告掲載として適当でないと認めるもの

(広告の規格)

第4条 バナー広告の規格は、原則として次のとおりとする。

- (1) 上段掲載 大きさ 縦240ピクセル・横600ピクセル
形式 PNG、JPEG、GIF
容量 100KB以下
※アニメーションGIFは不可とする。
- (2) 下段掲載 大きさ 縦160ピクセル・横400ピクセル
形式 PNG、JPEG、GIF
容量 60KB以下
※アニメーションGIFは不可とする。

(広告の掲載ページ、位置及び枠数)

第5条 広告を掲載するページはトップページ上段及び下段とし、広告を掲載する位置について上段は申込み順とし、下段はランダムに位置が変更される。

- 2 掲載する広告の枠数は、上段3枠、下段10枠とする。
- 3 掲載する広告は、1会員1枠までとする。

(広告料及び納入)

第6条 広告料は、上段1枠 年額120,000円、下段1枠 年額60,000円とし、会長が指定する期日までに広告料を納入するものとする。

(広告の掲載期間)

第7条 広告の掲載期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとし、年の途中から掲載を希望する場合は翌月1日からの掲載とし、広告料は月単位で計算する。

(広告内容の変更)

第8条 広告内容は、変更できないものとする。

(広告原稿の作成及び提出)

第9条 広告原稿は、広告主の責任及び負担において作成するものとする。

2 広告主は、会長が指定する期日までに広告原稿を提出するものとする。

(広告掲載の取り消し)

第10条 会長は、次のいずれかに該当すると認める場合には、広告の掲載を取り消し、又は一時停止することができるものとする。

- (1) 指定する期日までに広告料の納付がないとき。
- (2) 広告掲載期間中に、第3条に規定する広告等の範囲を逸脱したとき。
- (3) その他広告の掲載が適当でないと会長が判断したとき。

2 前項の規定により広告掲載を取り消し、又は一時停止した場合においては、会長は、広告主に対しその賠償の責めを負わないものとする。

(広告掲載の取り下げ)

第11条 広告主は、自己の都合により広告掲載を取り下げようとするときは、1か月前までに書面により会長に申し出るものとする。

2 前項の規定により広告掲載を取り下げた場合は、会長は、納付済の広告料は広告主に返還しないものとする。

(広告料の返還)

第12条 広告主の責に帰さない理由により広告掲載ができないときは、会長は、納入済の広告料の全部又は一部を広告主に返還するものとする。

2 前項の規定により返還する広告料は、掲載できなかった日数に応じた額とする。

(その他)

第13条 この基準に定めるもののほか、広告の掲載に関して必要な事項は別に定める。

附則 この基準は、平成27年5月18日から施行する。

この基準は、令和3年5月17日から施行する。